

桑名市告示第127号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、桑名市会計規則（平成16年桑名市規則第53号）第71条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

桑名市長 伊藤 徳 宇

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名古屋市中村区名駅1丁目1番1号
三幸株式会社 名古屋支店
常務執行役員支店長 土屋 幸成

2 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

桑名市体育館使用料
桑名市長島B&G海洋センター体育館使用料
桑名市九華公園野球場使用料
桑名市大山田第四公園ソフトボール場使用料
桑名市北部野球場使用料
桑名市深谷野球場使用料
桑名市長島運動公園野球場使用料
桑名市立花公園テニスコート使用料
桑名市大山田第二公園テニスコート使用料
桑名市こばさか公園テニスコート使用料
桑名市総合運動公園テニスコート使用料
桑名市長島運動公園テニスコート使用料
桑名市民プール使用料
桑名市総合運動公園サッカー場使用料
桑名市総合運動公園デイキャンプ場使用料
桑名市長島運動公園使用料
桑名市大山田第二公園運動広場使用料

3 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日及びその期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 指定公金事務取扱者に指定をした日

令和8年4月1日